

広陵町協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱概要

1 制定理由

地域の課題解決又は町の活性化を図るために住民団体等（住民団体、ボランティアグループ、NPO法人、その他公共的な活動を行うことを目的として組織された団体をいう。以下同じ。）が取り組む自主・自立的な活動のうち、行政と協働で進めることにより、大きな効果が期待されるものに対し、協働のまちづくり提案事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、自主的な活動による、行政によらない地域課題の解決及び地域活性化に資するため、所要の規定整備を行うもの

2 制定内容

(1) 用語の定義

この要綱で使用する用語について定義を置くもの

(第2条関係)

(2) 補助対象事業

住民団体等が行うまちづくり活動（国、県、町、その他の補助制度の対象となるものを除く。）であって、地域課題の解決又は町のまちづくりに大きく寄与すると町長が認めるものを補助対象事業とする。

(第3条関係)

(3) 補助対象経費

補助の対象経費について規定するもの

(第4条関係)

(4) 補助金の額及び交付回数

ア 初年度

補助対象経費の10分の10とし、その限度額は10万円とする。

イ 2年目及び3年目

補助対象経費の10分の5とし、その限度額は5万円とする。

※ 同一団体への交付回数は、3回を限度とし、同一年度において1回限り。

(第5条関係)

(5) 事業の公募

当該年度の補助対象事業の提案を期間を定め公募するものとする。

公募に当たっては告示のほか、町公式ホームページ及び公式Facebookに掲載し、広く募集するものとする。

(第6条関係)

(6) 補助申請

補助申請について定めるもの

(第7条関係)

(7) 審査及び決定

広陵町協働のまちづくり提案事業補助金審査会（以下「審査会」という。）に審査させ、審査に当たっては、公開プレゼンテーションにより、申請団体に提案内容の説明を求めるものとする。

審査会は、審査の結果を町長に報告し、町長はその結果を受け補助の可否を決定し通知するものとする。

(第8条関係)

(8) 補助に係る各報告等

事業変更、完了報告、補助金の交付等について規定を置くもの

(第9条～第14条関係)

(9) 事業の公表

補助に係る審査結果及び事業の完了に当たっては、公表（告示、町公式ホームページ及び公式Facebookによる。）を行うこととする。

(第11条関係)

3 施行期日

この要綱は、告示の日から施行する。

(附則第1項関係)

4 検討

この要綱の施行後3年を経過した場合において、見直しを行い、必要があると認めるときは、必要な措置（一部改正等）を講ずることとする。

(附則第2項関係)